

津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、GIGA スクール構想に基づき、市内小中学校の児童生徒約 8,000 人に対して Chromebook を導入し、Google が教育機関に向けて提供している「これからの教育現場に最適な ICT 環境」を実現するためのソリューション Google For Education を活用した、新しい学習環境の準備を進めている。

市内小中学校において、Chromebook や Google For Education は初めて利用する ICT ツールであり、これらの ICT ツールをスムーズに学校現場に導入していくため、授業で取り入れてみたいと実感でき、Google For Education の概要や操作方法を目的意識をもって習得し、実際の教育現場で有効に活用できるよう小中学校教職員を対象に当該研修を実施するもの。

本要領は、上記の「津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修委託業務

(2) 業務内容

以下の業務を行うものとする。

具体的な仕様は「津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修委託業務仕様書」を参照すること。

① Google For Education 導入研修の実施

研修内容：教職員が実機を操作し、Google For Education の基本概念や操作方法を学びながら授業で効果的な使い方をイメージでき、今後の授業での活用につながる研修内容とする。対象の教職員は市内の小中学校全 35 校の教職員であり、授業で取り入れてみたいと実感できる内容を求めるため、研修実施形式は対面式の研修とする。なお、各校で 1 回ずつ実施する形が望ましいため、開催回数が 35 回に近いほど、評価点を高く設定している。

受講人数：1 回最大 40 人程度（延べ受講人数約 800 人）

研修時間：目的を達成するための研修時間を考えて設定すること。

※なお、1 回の研修は最長 3 時間までとする。

回数：20 回以上で提案すること。

場所：各小中学校の教室（インターネット環境有）

※受講者の端末（機種：Windows10 又は chromebook）は委託者で用意
講師の端末とインターネット環境は用意すること

期 間：令和2年11月～令和3年3月中に全ての研修を実施すること
次の内容は、必ず実施すべき業務ではないが、提案内容により別途加点する。

①研修実施後のフォロー体制

研修実施後に、復習を目的とした研修や、より効果的に授業で活用するための研修を各校で実施することを想定している。その際に、実施すべき研修の内容や資料等を提供できるフォロー体制があることが望ましい。なお、フォロー体制を提案する場合は、令和3年3月31日までの間でフォロー体制の内容及びスケジュールを併せて示すこと。

(3) 業務期間

契約締結の日から業務完了の日まで

(4) ご提案いただく内容

①研修の企画内容

ア 研修の内容

別紙「津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修委託業務仕様書」の研修仕様に沿ったカリキュラムを作成すること。

また、受講者に何を習得させたいかがわかるような方向性を示すこと。

イ 講師候補者

セミナーの講師候補者は具体的な候補者名でなくてもよいが、選定しようと考えている講師の経歴や実績等を示すこと。

②研修実施後のフォロー体制

研修内容の定着度を高めるための研修終了後のフォローアップについて、「津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修委託業務仕様書」の【参考】で示す内容を達成するための具体的なフォローの手法や体制を提案があれば示すこと。なお、フォロー体制を提案する場合は、令和3年3月31日までの間でフォロー体制のスケジュールを併せて示すこと。

③実施スケジュール

本業務実施のための全体的なスケジュールを提案すること。

④業務の実施体制

津山市教育委員会との協議体制を提案すること。

⑤費用

本業務を実施するにあたり必要となる費用を内訳も含め提示すること。

3. 見積上限額

4,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

- 令和2年7月16日(木) : 公募開始(津山市ホームページ)
- 令和2年7月27日(月) 17時 : 質問提出〆切
- 令和2年7月30日(木) : 質問回答予定(津山市ホームページ)
- 令和2年8月4日(火) 17時 : 参加申込〆切
- 令和2年8月6日(木) : 参加資格審査通知送付
- 令和2年8月21日(金) 17時 : 企画提案書等の提出締切
- 令和2年8月26日(水) : 審査(プレゼンテーション審査)実施予定
- 令和2年8月31日(月) : 審査結果通知送付予定

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年施行令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 国税及び岡山県税並びに津山市税を滞納している者でないこと。
- (5) 実施運営にあたり、津山市教育委員会教育総務課と業務期間中に実施方針や運営内容について十分な協議ができること。

7. 質問・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式第7号)により、ファクシミリで提出すること。
ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。
- (2) 提出期限 令和2年7月27日(月)17時まで(必着)
- (3) 提出場所 津山市教育委員会教育総務課のファクシミリ
FAX番号 0868-32-2157
- (4) 回答方法 津山市のホームページにて公表
津山市ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>
- (5) 回答日時 令和2年7月30日(木) 予定

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。ただし、令和元・2年度津山市指名業者登録名簿(物品・役務)に登録のあるものは、次の書類の内「エ～サ」の書類を省略することができることとする。

ア 企画提案参加表明書(様式第1号)

- イ 業務実績等提出書（様式第2号）
- ウ 委任状（必要に応じて。様式第3号）
- エ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第4号）
- オ 直近年度の国税の納税証明書の写し
（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できること。）
- カ 岡山県税の納税証明書の写し
（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できること。）
- キ 津山市発行の市税等納税証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。津山市に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）
- ク 登記事項証明書（現在事項証明）の写し（令和2年4月1日以降証明分）
- ケ 印鑑証明書
- コ 財務諸表の写し（直近決算のもの）
- サ 営業実績書（様式第5号）
- シ 会社概要書

(2) 提出期限

令和2年8月4日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市教育委員会教育総務課企画総務係（市役所本庁舎4階）

〒708-8501 岡山県津山市山北520 市役所本庁舎4階（担当：小坂・歴舎）

TEL 0868-32-2112 FAX 0868-32-2157

(5) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、令和2年8月6日（木）に参加の可否を送付する。

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 令和2年8月21日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数

6部（正本1部・副本5部）

(4) 提出場所

津山市教育委員会教育総務課企画総務係（市役所本庁舎 4 階）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-2112 FAX 0868-32-2157

(5) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

上記「2. 業務概要」の(4)、ご提案いただく内容に沿って記載すること。なお、用紙のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、様式は任意とする。補足資料がある場合は添付すること。

イ 見積書（様式第6号）

様式第6号と合わせて、見積内訳書も添付すること。見積内訳書の用紙サイズはA4縦とし、様式は任意とする。

10. 審査委員会

プロポーザル方式による委託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、審査委員会による審査を行う。

審査委員会の組織及び運営については、別に定める津山市立小中学校教職員向けGoogle For Education 導入研修業務委託事業者選定審査会設置要領の規定によるものとする。

11. 審査概要

企画提案書を提出した応募者の中から、プレゼンテーション審査を行う。審査項目については「津山市立小中学校教職員向け Google For Education 導入研修業務委託事業者審査基準（優先交渉権者の選考方法）」（以下「審査基準」）のとおりとする。プレゼンテーション審査の実施要領は次の各号による。なお、応募者のうち、資格要件審査項目の要件を満たさないものがある場合は参加指名を行わないものとする。

- (1) プレゼンテーション審査は、審査基準に定める評価項目の審査によって行うものとし、プレゼンテーション審査に参加した者のうち、最高得点者を委託業務に適した候補者として選定する。ただし、最高得点が同点だった場合は、審査委員長の決するところによる。なお、参加者が1者のみの場合でもプレゼンテーション審査を行うものとする。
- (2) 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に規定する者に該当することとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。
- (3) 前号に規定する場合は、次点の者を候補者とする。

12. プレゼンテーション審査

プレゼンテーションによる審査は以下のとおり行う。

- (ア) 日 程 令和2年8月26日（水）予定
- (イ) 会 場 津山市役所内会議室
- (ウ) その他

- ① プレゼンテーションの時間配分は1者につき20分とし、説明については15分を限度とし、残りの時間を質疑応答に充てる。

- ② 資料は6部用意すること。また、プロジェクターが必要な場合は津山市で用意する。
- ③ プレゼンテーションの実施順序は、企画提案書の受付順とする。

11. 審査基準及び配点

本プロポーザルの審査の評価項目、評価基準、及び評価点は、審査基準のとおりとする。評価の方法については、参加者による提出書類の内容及びプレゼンテーションの採点方式による。

提出された企画提案書及び見積書、並びに企画提案にかかるプレゼンテーションを審査基準に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。

12. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法

審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期

審査結果送付 令和2年8月31日（月）予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

14. 情報公開

審査の結果については、津山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は匿名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるため、開示しないものとする。

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 津山市教育委員会が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求められることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

16. その他

- (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山市教育委員会あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、津山市教育委員会が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。動画撮影による校内利用も含む。）することができるものとする。

(5) 審査において最優秀者の評点が同点の場合においては委員長の決するところによる。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山市教育委員会教育総務課

〒708-8501 岡山県津山市山北520 市役所本庁舎4階（担当：小坂・歴舎）

TEL 0868-32-2112 FAX 0868-32-2157